⑶　工事場所　大阪府吹田市山田丘１－１（国立大学法人大阪大学吹田団地構内）
⑷　工事内容　要求水準書のとおり
⑸　履行期限
【Agora１棟】　令和９年３月12日まで
【Agora２棟】　令和８年10月９日まで
⑹　工事概要　建築工事、電気設備工事、衛生設備工事、空調設備工事、外構工事、その他要求水準書等に記載の工事
⑺　建物概要
【Agora１棟】用途　研究施設、規模等は要求水準書による。
【Agora２棟】用途　研究施設、規模等は要求水準書による。
⑻　業務範囲　工事範囲全ての設計業務と工事（工事監理は業務範囲外）
⑼　本事業は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑽　本事業は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑾　本事業は、設計業務・施工業務について、「企業の実績、配置技術者の実績、その他」、「業務全般、設計業務、施工業務」に関する提案（以下、「技術提案書等」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により設計施工者の選定（以下、本選定という。）を行い、事業を実施するものである。

２　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単独企業」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、国立大学法人大阪大学総長から共同企業体としての認定を受けていること。
⑴　国立大学法人大阪大学契約規則第７条及び第８条の規定に該当しない者であること。
⑵　文部科学省において令和５・６年度の建築一式工事、電気工事又は管工事のいずれかの一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては1,000点）以上であること。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　単独企業又は共同企業体代表者にあっては、平成20年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の同種工事の実施設計実績並びに施工実績を有すること。（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。ただし施工のみの実績の場合は、下記の同種工事の実施設計実績を有する設計事務所と共同企業体を組成すること。同種工事とは、建築工事（工事内容は問わない）で、次に掲げる㋑から㋺の要件を全て満たす工事とする。
㋑　国交省告示第98号別添２　「類型八　専門的教育・研究施設、第２類に該当する大学（実験施設等を有するもの）、専門学校（実験施設等を有するもの）、研究所等」
㋺　延べ面積　10,000㎡以上
ただし、上記㋑㋺はすべて同一建築物の実績であること。
⑸　単独企業又は共同企業体代表者にあっては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第１項の規定による一級建築士事務所の登録を受けており、且つ建築一式工事の特定建設業の許可を受けていること。また、一級建築士事務所の登録及び特定建設業の許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の設計及び施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、当該営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
⑹　共同企業体の代表者以外のうち、施工業務を担当する構成員にあっては、建築一式工事、電気設備工事または管工事のいずれかについて、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第６項の特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。また、建設業の許可を有してからの営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工又は設計の実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、当該営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
設計事務所と共同企業体を組成する場合にあっては、当該設計事務所は建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第１項の規定による一級建築士事務所の登録を受けており、且つ登録してからの営業年数が５年以上であること。ただし、相当の設計の実績を有し、確実かつ円滑な設計が確保できると認められる場合においては、当該営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
⑺　共同企業体の構成員の数は、甲型共同企業体の場合、２又は３社とし、乙型共同企業体の場合、制限は設けない。
⑻　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。
⑼　甲型共同企業体の場合、構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑽　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、甲型共同企業体においては出資比率が構成員中最も高い者とすること。
⑾　下記に掲げる資格を有する配置担当技術者を当該工事に配置できること。
・統括責任者
【役割】設計と施工の相互調整・統括
【必要な資格】一級建築士又は１級建築施工管理技士
※共同企業体の場合は、共同企業体の代表者の所属であること。
・設計管理技術者
【役割】設計業務の責任者
【必要な資格】一級建築士
・設計　建築（総合）主任技術者
【役割】設計業務における建築（総合）分野の主たる技術者
【必要な資格】一級建築士
・設計　建築（構造）主任技術者
【役割】設計業務における構造分野の主たる技術者
【必要な資格】構造設計一級建築士又は一級建築士
・設計　電気設備主任技術者
【役割】設計業務における電気設備工事分野の主たる技術者
【必要な資格】設備設計一級建築士、一級建築士又は建築設備士かつ、電気及び機械設備のいずれかは、設備設計一級建築士とする。
・設計　機械設備主任技術者
【役割】設計業務における機械設備工事分野の主たる技術者
【必要な資格】設備設計一級建築士、一級建築士又は建築設備士かつ、電気及び機械設備のいずれかは、設備設計一級建築士とする。
・現場代理人
【役割】施工業務の責任者
【必要な資格】一級建築士又は１級建築施工管理技士
※共同企業体の場合は、共同企業体の代表者の所属であること。
・監理技術者（共同企業体の代表者以外の構成員にあっては主任技術者）
【役割】施工業務の技術面の責任者
【必要な資格】一級建築士、１級建築施工管理技士、１級電気設備管理技士又は１級管施工管理技士
・施工　建築主任担当者
【役割】施工業務における建築分野の主たる技術者
【必要な資格】１級建築施工管理技士